（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項各号中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十一年六月三十日までの」を「平成三十三年十二月三十一日までの」に、「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同項各号中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「平成二十八年九月三十日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第七号中「平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「平成二十九年十月一日から平成三十一年六月三十日まで」を「平成三十二年四月一日から平成三十三年十二月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十年九月三十日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項事務の欄に次の一号を加える。

四　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正）

第三条　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）

第四条　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五年」を「八年」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十六号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部改正）

第一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条の改正規定中「百分の十九・五」を「百分の二十・八」に改める。

本則に次の一条を加える。

第五条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第一条第二号中「第二条及び」を削り、「附則第八条から第十三条まで、第十六条、第二十一条及び第二十二条」を「附則第十六条、第二十二条及び第二十三条」に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同条に次の二号を加える。

三　第二条の規定及び附則第八条から第十三条までの規定　平成三十一年十月一日

四　第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定　平成三十二年四月一日

附則第八条中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第九条中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同条第三項中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第五号中「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に改め、同条第四項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、「又は第四十一条第一項」を削り、「平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に」を「同項に」に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

附則第十一条第一項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ及びハ中「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年旧消費税法」を「三十一年旧消費税法」に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同号ハ中「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十九年新消費税法」を「三十一年新消費税法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項及び第七項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、同条第八項中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地